

市長所信所信表明(平成23年3月)

本日、平成23年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

3月定例会に臨み、平成23年度の市政運営と施策の大要を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本市は、県内市町村合併の先進自治体として、平成16年10月に町村合併を成し遂げ、これまで合併の効果を発揮すべく、合併財政支援を活用した義務教育施設の整備、公共施設の耐震化、給食センターの整備や市役所庁舎の統合への取り組みを着実に推進するとともに、スケールメリットを生かした効率的なまちづくりに努めてまいりました。これも、合併を成し遂げた自治体だからこそ実現できた大きな成果ではないかと思っております。

しかしながら、長引く景気低迷の影響で財政状況は極めて厳しくなりつつあります。一方では、安全で安心なまちづくり、次世代を担う子どもたちの教育、少子高齢化への対応、持続可能な安定した財政運営、行財政改革の推進など、早急に取り組む課題も抱えております。

また、先般発表されました2010年国勢調査の速報値によると、本市の人口が2005年の調査以来1,748人減少し、4万4,034人となったことが明らかとなりました。人口減少は残念なことではありますが、少子化により人口の増加が期待されない中で、人口減少を前提としたまちづくりには、効率性向上だけでなくサービス最適化の視点から様々な分野での見直しが不可避の事項であると考えております。

このような状況を踏まえながら、本市の継続的な発展を目指し、これまで取り組んできた施策をさらに進化させるとともに、中・長期的視点に立って、合併市町村の先進団体として町村合併の効果を高めるための施策を着実に具体化し実行してまいります

特に、市民生活の安心・安全の確保や、吉野川市の持続的発展に資する事業につきましては着実に実施することを基本に、その上で、平成23年度当初予算は、「子育て支援」など本市の将来を見据えた政策課題や市政が直面する諸施策を推進することとし、幼保連携や学校再編への取り組み、防災施設整備などの安全・安心なまちづくりへの取り組み、給食センターの整備、市役所庁舎の統合化などに財源を重点配分いたします。

また、平成23年度は幼保再編計画、学校再編計画、障害者計画、介護保険事業計画、都市計画マスタープランといった各種の個別計画を策定することとしております。それぞれの計画の策定に当たりましては、総合計画を中心とした計画体系相互の整合性を図りながら、これまでも増して庁内連携や横断的調整を図ってまいります。

それでは、最近の市政の動き、及び平成23年度の重要施策等について申し上げます。

まず、「吉野川市総合計画」についてであります。

将来を見据えたまちづくりの指針となる吉野川市総合計画は、「前期計画」が平成22年度で期限が満了となることから、近く平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「後期計画」を策定することとしております。

後期基本計画においても、前期基本計画の「改革の推進に向けた原則」の理念を踏襲するとともに、平成23年度は、「後期基本計画」の初年度として新たな視点でのまちづくりに取り組むスタートの年となることから、時代の変化を的確に捕らえ、吉野川市に住んでよかった、住み続けたいと感じていただけるまちを実現するため、主要な施策の計画的な推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、「幼保連携への取り組み」についてであります。

国において、子ども・子育て新システムの幼保一体化をめぐり、保育所、幼稚園のあり方は従来通り尊重し、補助金給付と「幼児教育」の位置付けのみを一体化するという方針が示されたところでございます。

本市においても、就学前教育や保育環境の向上の観点から、連携の取り組みを強化することとし、新年度には幼稚園と保育所が連携した「吉野川市モデルというべき新たな運営方法」等について再編計画を策定するなど、さらに具体的に検討を進めてまいります。

次に、「学校再編の取り組み」についてであります。

本市の小・中学校の児童・生徒数は、年々減少傾向にあり、一部の学校を除く多くの小・中学校がいわゆる小規模校となっております。また、住民基本台帳を基に行った0歳から11歳までの本市の将来推計人口においても、平成21年の4,094人から平成29年には約700人減少し3,400人余りとなるなど、小・中学校の小規模化の傾向は今後も続くことが予想されており、人間関係、教育活動、学校運営など様々な面に影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

このような状況に鑑み、教育活動を円滑かつ効果的に進め、将来を担う子どもたちの教育環境をより望ましいものに整えるため、中・長期的な展望に立ち「吉野川市学校再編計画」の策定に着手することとしております。

次に、「市役所庁舎の統合」についてであります。

最近の社会経済情勢の悪化等により、行政運営経費の一層の削減が求められており、合併時に採用した分庁方式の非効率性の解消が本市における重要な課題の一つとなっていることから、これまでの議会や地域審議会等での御議論を踏まえ、支所機能の充実を図りながら、市役所機能を本庁舎に集約することとしております。

庁舎統合に伴い新たに建設予定の増築棟は、「だれにもやさしい市民のための庁舎」、「防災のシンボルとなる安心・安全の庁舎」、「地球環境にやさしい次世代型エコ庁舎」、「ライフサイクルコストに配慮した経済的な庁舎」などとしたコンセプトのもと設計を行い、特に、増築棟には防災拠点としての機能を盛り込むなど、災害時を想定した施設設計としております。

庁舎の統合により、市民サービスの向上をはじめ、維持・管理コストの縮減と業務効率の向上など、公共施設マネジメントの面においても分庁方式の刷新効果は、非常に大きいものと考えており、平成24年度中の庁舎統合を目指してまいります。

なお、増築棟建設用地の取得に当たりましては、地権者との協議が整ったことから、関係用地の取得議案を御提出しておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「学校給食センター」についてであります。

老朽化への対応と衛生管理等のさらなる向上を目的に整備を進めております学校給食センターは、先般、基礎工事に着手したところであり、順調に工事が進められております。

学校給食センターは、食事を提供することはもとより、成長期にある児童・生徒の食生活に関する知識や能力を身につける教育の一環として機能するほか、食育センターとして重要な役割を担うなど、新施設には多様な教育効果が期待されております。

また、新給食センターの効率的な運営を図るため、調理及び配送業務につきましては、平成23年度からこれまでの直営に替えて民間委託することとし、平成24年4月からの新給食センターの円滑な稼働に万全を期してまいります。

次に、「病児・病後児保育事業」についてであります。

「子どもが病気になった、でもどうしても仕事を休むことができない。」そんなときに備えて、本市では、本年6月から地域の病児・病後児保育サービスを開始することとしました。

保護者等が就労している場合において、子どもが病気あるいは病気回復期の際に自宅で保育が困難なときに、一時的に保育及び看護を行う保育事業を、市内の医療施設の御協力を頂き実施するので、今後とも、共働き家庭等において、安心して子育てができる保育環境の充実を図ってまいります。

2点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

国内外を問わず自然災害の猛威を目の当たりにすることが多くなりました。防災対策につきましては、市民の生命・財産の安全確保のため、引き続き、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

そこで、まず、「徳島中央広域連合消防庁舎の整備」についてであります。

平成24年4月からの業務開始に向け、去る1月15日、建設場所において新消防庁舎の起工式が行われ、建設工事が始まりました。新しい消防庁舎には、消防庁舎として県内では初めて基礎免震構造を採用することとし、万が一、大規模地震が発生した際にも、消防資機材と消防隊員の安全を確保することができ、迅速に災害救助活動に当たることが可能となるなど、時代にふさわしい施

設になるものと考えております。

また、庁舎の整備に併せて新たに導入予定の高機能消防指令システムにより、緊急車両の現場到着までの時間が短縮されるほか、効果的な部隊運用が可能となるなど、火災による被害の軽減や救急現場での救命率の向上が期待されております。

次に、「消防団詰所、消防自動車格納庫の整備」についてであります。

近年、地域の安心・安全の確保に対する関心が高まりつつある中、消防団の地域密着性、要員動員力、即時対応力などの特性が再認識されており、新年度から消防団施設の整備に取り組むことといたしました。

市内に37カ所ある消防団詰所・格納庫は老朽化した施設も多く、災害発生時の安全確保が課題となっております。このため、消防団員の活動環境の充実と地域における災害対応力の向上に向けて、計画的に消防団詰所・格納庫の整備を進めることとし、平成23年度には、鴨島方面第7分団ほか5カ所の整備を行うこととしております。

次に、「防災関連情報通信システムの整備」についてであります。

本市におきましては、防災行政無線・オフトークシステムなどの情報通信網は合併前に整備された設備を使用していることから、災害関連情報の伝達ができない地域が存在するなど、情報通信環境に地域格差が生じている状況にあり、災害関連情報を迅速かつ適切に発信できるシステムの構築が急がれております。このため、平成23年度は情報通信に関する現況調査や高度化する情報通信技術を有効活用した、新たな情報通信システムの整備方針等について検討することとしております。

また、国においては、有事関連情報や緊急地震速報などを迅速に防災関係機関へ伝達する「全国瞬時警報システム」、いわゆる「J-アラート」の整備を推進しており、本市においても先般、市役所へのシステム設置が完了したところであり、緊急情報が関係機関だけにとどまらず、市民の皆様の携帯メールにも配信できるよう、本市において平成20年6月から導入しております災害情報メール配信システムをさらに充実することといたしました。

有事の際には、有用な情報伝達手段の一つとなるものと考えており、市民の皆様方には、この機能を有効に御利用いただきますようお願いをいたします。

次に、「公共施設の耐震化」についてであります。

本市では、平成21年度から、児童生徒の安全を確保するとともに、災害発生時の応急的な避難場所としての役割を担う義務教育施設等の耐震化を計画的に進めてまいりました。この結果、義務教育施設については、概ね耐震化の見込みが立ったことから、平成23年度におきましては、耐震化優先度の高い保育所及び避難所指定の公共施設の耐震化に取り組むこととし、市民の皆様が安心して暮らすことができるまちづくりに努めてまいります。

3点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「県道・宮川内－牛島停車場線、板野－川島線の供用開始」についてであります。

県道・宮川内一牛島停車場線は、吉野川を横断し本市と阿波市を結ぶ幹線道路で、古くから南北の交通の重要な役割を担っております。また、板野一川島線は、国道192号のバイパス的な機能を果たし鴨島町中心市街地における交通渋滞の解消を目的に整備されてまいりました。

このうち、宮川内一牛島停車場線につきましては、本市鴨島町牛島と阿波市吉野町西条間、板野一川島線につきましては、本市鴨島町知恵島と川島町栗村間の工事が完了し、来る3月9日、供用が開始されることとなりました。同区間の開通により利便性の向上と交通量の分散による渋滞緩和が図られるものと考えており、実施主体の徳島県におかれましては、財政状況の厳しい折り、供用開始に向け長年にわたり格別の御尽力いただきましたことに対しまして、市民を代表し心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、「都市計画マスタープランの策定」についてであります。

本市では、計画的な都市づくりを推進するため、長期的な視点に立ち本市の将来像と、その実現に向けての大きな道筋をあらかじめ示しておく「都市計画マスタープラン」の策定に着手することといたしました。

計画の策定に当たりましては、市民のニーズを十分に反映するため、地域別懇談会、公聴会、パブリックコメント等を実施するとともに、策定の準備段階から積極的な情報公開を行い、安心・安全・快適なより良いまちづくりの方針を示したいと考えております。

策定期間は、2カ年を予定しており、初年度となる平成23年度には、策定委員会や検討委員会等を立ち上げるとともに、現状分析・市民ニーズの把握、主要課題の整理、基礎データの収集等を行うこととしております。

次に、「耕作放棄地対策」についてであります。

農地は、食を支える大切な資源であるばかりではなく、水源の涵養など環境保全も担う多面的機能を保有しておりますが、近年、農家形態の変化等により耕作放棄地の面積が急激に増加し、本市におきましても、約52haの耕作放棄地が確認されるなど、その解消が大きな課題となっております。

このような状況の中で、JA麻植郡において、耕作放棄地対策の一環として、豆腐や味噌などの加工品として地産地消にも寄与することが期待される大豆生産に取り組むこととなったことから、市としては農地を守り安全で安心な農産物の生産を推進するため、農業用機械の導入について支援することとしております。

次に、「巡回バス」についてであります。

巡回バスは、市役所の分庁方式を補完するシステムの一つとして、平成17年10月に運行を開始しました。その後、停留所以外でも路線上の任意の位置でバスに乗降できるフリー乗降制や停留所増設などの要望のほか、利用率の低迷から廃止を含めた検討の必要性などについて議会をはじめ各方面から御意見を頂いてまいりました。

現在、本市においては庁舎統合の取り組みを進めており、分庁方式の補完という巡回バス本来の役割とともに、いわゆる交通弱者対策が以前にも増して重要となってくることに鑑み、利便性の向上を高めることを目的に、安全確保と他の交通機関に配慮しつつ、運行経路の見直しと停留所の増設を検討しているところであり、本年5月から試験的に運行したいと考えております。

次に、「美郷物産館の環境整備」についてであります。

昨年暮れ、元副総理で、本市の名誉市民でもある（故）後藤田 正晴（ごとうだ・まさはる）先生の顕彰碑が、本市美郷の国道193号沿いに整備された公園に完成いたしました。

この顕彰碑は、徳島が生んだ偉大な政治家である後藤田先生の偉業をたたえ、後世にその御功績を語り継ぐ「軌跡公園」として整備されたもので、公園の完成に伴い、先般、顕彰碑建立委員会から本市に対し、御寄贈いただいたところでございます。

今後は、美郷物産館のトイレの増設など利用者の利便性の向上に努めるとともに、軌跡公園を含めた周辺一帯が、市内外から訪れる皆様の憩いの場として親しまれるものとなるよう、周辺の環境整備を進めてまいります。

4点目は、「環境を大切にす美しいまちづくり」についてであります。

本市では、平成21年1月策定した「ごみ減量化緊急行動計画」に基づき、これまで様々な取り組みを通じて、積極的にごみの減量化に取り組んでまいりました。この結果、平成21年度には前年度比471tのごみが削減され、本年1月から市域全体で始めた古着の資源回収においても、1カ月間に9.8tの衣類を収集することができるなど、順調にごみの減量化は進んでいるものと考えております。

一方、昨年10月から「廃プラ」対策として取り組んでおります「マイバック運動」では、毎月10日を「レジ袋ゼロの日」としマイバック持参、レジ袋削減運動を行っており、当初3.4%であったマイバグの持参率が1月末には12.7%と着実に運動の効果が現れております。

また、環境負荷の軽減には、人づくりと仕組みづくりが重要といわれていることから、今後とも、環境問題に関する意識醸成や人材育成など創意と工夫を凝らし、引き続きごみの減量化に取り組んで参ります。

5点目は、「健康で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

市民の健康への関心が高まりつつある中、本市においては生活・運動習慣などに起因する糖尿病・心臓病・脳卒中などが増加しており、特に、糖尿病罹患率が突出し、次いでじん臓、心疾患の順となるなど、健康づくりは健康で快適な生活を送るための大変重要な取り組みであります。このため、家庭や地域、行政、関係機関など、相互に連携・協働しながら意識啓発・健康教育の推進に努めておりますが、生活習慣の改善は、本人や家族の自覚・意志によるものが大きく影響しているものと考えられていることから、現在行っている戸別訪問・面接等による健康指導をさらに強化し、健康寿命の延伸を目指すこととしております。

さらに、最近、若年層にも生活習慣病罹患者が多いため、新たに「働く世代への大腸ガン検診推

進事業」に取り組むこととし、受診しやすい環境を整えることで増加傾向の大腸ガンの早期発見に努めるなど、市民の健康づくりを積極的に支援してまいります。

国民健康保険事業につきましても、被保険者をはじめ市民の皆様の負担をできるだけ抑えるべく、生活習慣病対策のための特定検診の受診率向上に努めるとともに、保健指導の強化を推進し、健康の保持増進に積極的に取り組んでまいります。また、国保財政の安定的かつ適正な運営を図るため、重複受診の抑制、ジェネリック医療品の推奨等によるさらなる歳出削減に積極的に取り組み、公平な保険料負担と適正な医療給付に努めてまいります。

6点目は、「簡素で効率的な行政基盤の確立」についてであります。

まず、「行財政改革」についてであります。

行政には、多様化する住民ニーズへの対応と、適切な行政サービスを切れ目なく安定的に提供する上で、行財政改革は、避けて通ることのできない大変重要な課題となっております。

本市では、町村合併以来、様々な手法によりこうした課題を解決するために努めてまいりましたが、国からの合併支援策が終了する数年後を見据え、今まで以上に事務事業の再検証と徹底した事務改善を行うなど、さらなる行財政改革を進める必要があります。このため、各種公共料金の徴収率や収納率の向上などの歳入確保や、総人件費の抑制に引き続き努めるとともに、「美郷ほたる館」への指定管理者制度の導入や給食センター運営の民間委託など、民間活力も積極的に活用してまいります。

また、国や県が設置する研修施設や徳島県など外部機関へ積極的に職員を派遣し、実務能力の向上を目指すとともに、新規採用職員を民間企業へ派遣し、お客様対応を研修するなど、人材の育成と意識改革に努めてまいります。

次に、「市内の温泉施設のあり方」についてであります。

先般、温泉施設あり方検討委員会から、市内4カ所の温泉施設について「収益性や運営の面で、民間の優れた能力を導入すべきである」、「時代の流れとともに、公的機関が収益事業を行うことについては限界があるのではないか」との御提言を頂き、これまで温泉施設の経営形態について検討を重ねてまいりました。

市民の健康と福祉の向上を目的に設置され、地元の方々にとりましては親しみのある温泉施設ではございますが、あり方検討委員会の御提言等を踏まえ、直営施設、特に、耐震化の問題や施設の老朽化が目立つ「上桜温泉」につきましては、平成23年度中にも廃止に向けた手続きに着手することとし、鴨島温泉「鴨の湯」についても民間へ移行するための準備を進めることといたしました。

また、指定管理制度により運営されている「ふいご温泉」と「ヘルスランド美郷」につきましても、指定管理期間が切れる平成25年3月までに、民間移管に向けた準備を行うこととしております。

次に、「上下水道料金の一体徴収」についてであります。

現在、本市では、上水道使用料及び下水道使用料を別々に徴収しております。このため上下水道利用者の利便性向上と経営の効率化を図るため、水道課において下水道使用料も一括して徴収することとし、これまで関係条例の整備や電算システムの改修に努めてまいりました。引き続き試験運用を行いながら本年4月からの円滑な運用開始に備えてまいります。

今後は、一層の経営の効率化を図るため、徴収事務等を民間委託することを念頭に検討を重ねてまいります。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

現下の極めて厳しい社会経済状況や、地球温暖化、少子高齢化などの大きな潮流の中で、私たちを取り巻く環境や社会の価値観は、今まさに大きな変革期を迎えております。基礎自治体である市の役割は、だれもが安心して安全に暮らすことができる社会を築くことにありと認識し、吉野川市が一層輝き、活力のある都市となり、市民が安心して、快適な暮らしが確保できるよう、私自身が先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、条例の一部改正及び制定に関する案件が8件、「平成22年度吉野川市一般会計」などの補正予算に関する案件が7件、「平成23年度吉野川市一般会計」などの当初予算に関する案件が10件、「指定管理者の指定」に関する案件が2件、財産の取得に関する案件が1件、その他の案件が5件の、計33件でございます。

まず、「平成23年度 吉野川市一般会計当初予算」について申し上げます。

我が国は、円高・デフレにより景気はいまだ足踏み状態にあり、政府は「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」を講じたものの、景気が回復軌道に乗るかどうかは予断を許さない状況にあり、地方財政を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなることを見込まれており、限りある財源の中で、従来にも増して一層の効率化を図りつつ、真に必要な市民サービスを適切に提供していくことを前提に、予算編成を行ってまいりました。

その結果、平成23年度一般会計当初予算の規模は、対前年度当初予算比で15.0%増の208億6,680万円としております。

歳入面では、国、県の情勢に加えて景気の低迷などを考慮し、市税は前年度比0.3%増（地方財政見通し2.8%増）の39億8,404万7千円を計上、市税とともに本市の主要な一般財源であります地方交付税につきましては、地方財政対策等を踏まえ前年度比7.4%増の65億円を計上しております。

また、普通建設事業には可能な限り合併特例債を活用することとし、庁舎増築棟の建設や給食センターの整備などに伴い、市債は前年度比89.8%増の40億7,460万円を計上したほか、財源不足に対応するため、財政調整基金から5億円、減債基金から6億円繰り入れることとしております。

歳出面では、職員数の削減等により人件費が前年度比4.1%の減となる一方で、国の制度改正等による子ども手当や生活保護関係経費などの扶助費の増加により、義務的経費の総額は前年度比4.5%増の97億7,919万2,000円としております。

物件費では、給食センターの備品購入費、Hibワクチン等の接種手数料、緊急雇用関係経費の増加により、前年度比14.0%増の23億6,039万4,000円、繰出金は、国民健康保険特別会計などの安定的な運営のため、前年度比16.1%増の28億5,660万7,000円、補助費等では、徳島中央広域連合消防本部・東消防署庁舎建設事業に伴い、前年度比11.2%増の24億7,252万3,000円を計上しております。

また、市民生活に密着した道路などの社会基盤の整備は着実に実施することを基本としたほか、先ほど申しあげました庁舎増築棟の建設、給食センターの整備、消防団詰所の整備等によりまして、投資的経費の総額は前年度比99.7%増の27億3,458万4,000円としております。

平成23年度の各特別会計の歳入歳出合計額につきましては116億4,213万円、水道事業会計につきましては8億6,038万9,000千円としております。

平成22年度の各会計補正予算につきましては、それぞれ国・県の補助決定等に伴う精算措置及び事業量の確定等に伴う措置を行うため、一般会計におきましては既定の歳入歳出予算に7億3,354万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ197億5,035万8,000円とするものでございます。

次に、予算以外の提出案件の主なものについて御説明申し上げます。

議第2号は、職員の病気休暇による給与の減額措置について所要の改正を行うため、「吉野川市職員の給与に関する条例」の一部を改正するものでございます。

議第3号は、本市過疎地域への企業立地が円滑に進められるよう、「吉野川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を新たに制定するものでございます。

議第4号は、企業立地が円滑に進められるよう企業誘致環境を整えるべく、「吉野川市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を新たに制定するものでございます。

議第7号は、「吉野川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」及び「吉野川市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を制定することに伴い、所要の整備を行うとともに、奨励措置の条件である操業開始の期間を用地取得の日から3年以内に延長するため、「吉野川市企業立地促進条例」の一部を改正するものでございます。

議第9号は、本市の名誉市民である故後藤田 正晴（ごとうだ・まさはる）元副総理の顕彰碑及びその敷地の寄贈を受けたことに伴い、「吉野川市公園条例」の一部を改正するものでございます。

議第29号は、市役所庁舎の統合に必要な土地を購入したいため、「地方自治法」及び「議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第31号は、吉野川市国土利用計画を定めることについて、「国土利用計画法」の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第32号及び議第33号は、市道路線の廃止及び認定を行うため、「道路法」の規定により議決を求めるものでございます。

諮（し）第1号は、本市人権擁護委員の岡田 年弘（おかだ・としひろ）氏の任期が平成23年6月30日をもって満了となることから、同氏を再度推薦したいため、「人権擁護委員法」の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次御説明を申し上げてまいりたいと思いますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。